

社会福祉施設等(通所・短期入所・訪問系サービス)における感染拡大防止対策

職員等への対応

コロナウイルスの施設内への持込防止を徹底するために

- ・職員は職場と自宅との往復以外は最低限の外出にとどめる。
- ・外部からウイルスが入り込むことを防ぐため、以下の取組を最低限行う。

(マスク着用・咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等)

職員
※

- ・出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合は出勤しないことを徹底。
→過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上経過、呼吸器症状(咳、のどの痛み)や嗅覚や味覚の障害がある場合も同様。(引き続き健康状態に留意)
 - ・該当職員については管理者に報告。確実な把握。
- ※直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職、送迎職員等すべての職員、ボランティアを含む。

委託業者等

- ・物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行う。
- ・施設内には原則として立ち入らせない。やむを得ず立ち入る場合はマスク、使い捨て手袋の着用、体温の計測を義務付け、発熱が認められる場合はいかなる理由があっても立入を認めない。

利用者への対応

- 送迎又は訪問でのサービス提供前に必ず利用者本人・家族が職員と接触前に体温を計測する。
- 問題なかった場合も職員が改めて体温を計測する。
- 発熱等の症状が認められる場合は利用を断る。
→過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上経過、呼吸器症状(咳、のどの痛み)や嗅覚や味覚の障害がある場合も同様。(引き続き健康状態に留意)
- 発熱により利用を断った利用者については、利用者を担当する居宅介護事業所又は相談支援事業所等に情報提供を行う。

※ただし、独居の軽症者等については、引き続き在宅生活を継続することから、食事・入浴等の生命維持に最低限必要なサービスに限り、感染拡大防止対策を徹底した上でサービスを提供する。

その他

新型コロナウイルス感染症への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については柔軟な取り扱いが可能であるため留意すること。